

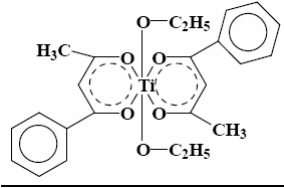
関税率表解説改正

新	旧
第 29 類 有 機 化 学 品	第 29 類 有 機 化 学 品
注 1～4（省 略） 5 <u>(A)</u> （省 略） <u>(B)</u> （省 略） <u>(C)</u> （省 略） （1）第1節から第10節まで又は第29.42項の酸官能化合物、フェノール官能化合物、エノール官能化合物、有機塩基その他の有機化合物の無機塩は、これを構成する有機化合物が属する項に属する。 （2）第1節から第10節まで又は第29.42項の有機化合物の相互間の塩は、これを構成する塩基又は酸（フェノール官能化合物及びエノール官能化合物を含む。）が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。 <u>（3）配位化合物は、第11節又は第29.41項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除くすべての金属の結合の開裂により生じる断片が属する項のうち、第29類の数字上の配列において最後となる項に属する。</u> <u>(D)</u> （省 略） <u>(E)</u> （省 略） 6 第29.30項又は第29.31項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。 第29.30項（有機硫黄化合物）及び第29.31項（その他のオルガノインオルガニック化合物）には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、かつ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体（これらの複合誘導体を含む。）の特性を与える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。 7～8 （省 略） （省 略） 号注 1 （省 略） <u>2 第29類の注3の規定は、この類の号には適用しない。</u> 総 説	注 1～4（省 略） 5 <u>(a)</u> （省 略） <u>(b)</u> （省 略） <u>(c)</u> （省 略） （1）第1節から第10節まで又は第29.42項の酸官能化合物、フェノール官能化合物、エノール官能化合物、有機塩基その他の有機化合物の無機塩は、これを構成する有機化合物が属する項に属する。 （2）第1節から第10節まで又は第29.42項の有機化合物の相互間の塩は、これを構成する塩基又は酸（フェノール官能化合物及びエノール官能化合物を含む。）が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。 （新 規） <u>(d)</u> （省 略） <u>(e)</u> （省 略） 6 第29.30項又は第29.31項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、<u>水銀</u>、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。 第29.30項（有機硫黄化合物）及び第29.31項（その他のオルガノインオルガニック化合物）には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、かつ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体（これらの複合誘導体を含む。）の特性を与える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。 7～8 （省 略） （省 略） 号注 1 （省 略） （新 規） 総 説

関税率表解説改正

新	旧
この類には、この類の注1に定めるものを除き、原則として、化学的に単一の化合物を分類する。 (A) ～ (F) (省 略) (G) エステル、塩、<u>配位化合物</u>及びあるハロゲン化物の分類 (類注5) (1) ～ (2) (省 略) (3) 配位化合物 <u>金属の配位化合物は、一般に、荷電しているか否かを問わず、すべての種類のものを含む。配位化合物中で、金属原子は一つ以上の配位子からなる数個の原子（一般に2から9原子）と結合している。金属及び原子団の結合により形成される骨格構造及び金属が結合する数は、一般に金属により特徴づけられる。</u> <u>配位化合物は、第11節又は第29.41項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除くすべての金属の結合の開裂により生じる断片（分類上実在する化合物とみなす。）を考慮し、断片が属する項のうち、第29類の数字上の配列において最後となる項に属する。</u> <u>この類の注5 (C) (3)において、「断片」とは、配位子及び開裂により生じる部分（金属-炭素結合を含む）を含む。</u> <u>例えば、</u> <u>トリしゅう酸鉄(Ⅲ)カリウムは、金属結合を開裂して生じる断片であるしゅう酸の属する項(29.17)に分類される。</u> <u>フェロクロリネート (INN) は、数字上の配列により最後となる項のコリンが含まれる項(29.23)に分類され、分類上考慮されるその他の断片であるくえん酸の項には分類されない。</u> <u>ブドチタン (INN) は、金属結合の開裂によりエチルアルコール (22類) 及び</u>	この類には、この類の注1に定めるものを除き、原則として、化学的に単一の化合物を分類する。 (A) ～ (F) (省 略) (G) エステル、塩及びあるハロゲン化物の分類 (類注5) (1) ～ (2) (省 略) (新 規)

関税率表解説改正

新	旧
<u>29.14項のベンゾイルアセトン（及びそのエノール官能基）の2つの断片が生じる。 したがって、ブドチタン（INN）は、29.14項に分類される。</u>  <u>(4) カルボン酸のハロゲン化物</u> (省 略) (H) ～ (IJ) (省 略)	<u>(3) カルボン酸のハロゲン化物</u> (省 略) (H) ～ (IJ) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
29.03 炭化水素のハロゲン化誘導体 ー非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。） （省 略） 2903.15ー二塩化エチレン（I S O）（1，2ージクロロエタン） （省 略） ー非環式炭化水素のふっ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体 <u>2903.31ー二臭化エチレン（I S O）（1,2ージプロモエタン）</u> <u>2903.39ーその他のもの</u> （省 略） ー飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体 2903.51ー1，2，3，4，5，6ーヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（I S O））（リンデン（I S O INN）を含む。） <u>2903.52ーアルドリン（I S O）、クロルデン（I S O）及びヘプタクロル（I S O）</u> 2903.59ーその他のもの ー芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体 2903.61ークロロベンゼン、オルトージクロロベンゼン及びパラージクロロベンゼン 2903.62ーヘキサクロロベンゼン（I S O）及びDDT（I S O）（クロフェノタン（INN）、1，1，1ートリクロロー2，2ービス（パラークロロフェニル）エタン） 2903.69ーその他のもの （省 略） （A）非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。） （1）～（5）（省 略） （6）<u>二塩化エチレン（I S O）（1，2ージクロロエタン）</u>：有毒の無色の液体で、溶媒に使用する。 （B）～（D）（省 略） （E）飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペンのハロゲン化誘導体 （1）1，2，3，4，5，6ーヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（I S	29.03 炭化水素のハロゲン化誘導体 ー非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。） （省 略） 2903.15ー1，2ージクロロエタン（二塩化エチレン） （省 略） <u>2903.30ー非環式炭化水素のふっ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体</u> （省 略） ー飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体 2903.51ー1，2，3，4，5，6ーヘキサクロロシクロヘキサン （新 規） 2903.59ーその他のもの ー芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体 2903.61ークロロベンゼン、オルトージクロロベンゼン及びパラージクロロベンゼン 2903.62ーヘキサクロロベンゼン及びDDT（1，1，1ートリクロロー2，2ービス（パラークロロフェニル）エタン） 2903.69ーその他のもの （省 略） （A）非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。） （1）～（5）（省 略） （6）<u>1，2ージクロロエタン（二塩化エチレン）</u>：有毒の無色の液体で、溶媒に使用する。 （B）～（D）（省 略） （E）飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペンのハロゲン化誘導体 （1）1，2，3，4，5，6ーヘキサクロロシクロヘキサン：白色又は黄色

関税率表解説改正

新	旧
<u>O)) (リンデン (ISO, INN) を含む。)</u> : 白色又は黄色の粉末又はフレーク状で強力な殺虫剤 (2) ~ (10) (省 略) (F) 芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体 (1) ~ (4) (省 略) (5) ヘキサクロロベンゼン <u>(ISO)</u> : 白色の針状で、水に不溶 (6) <u>DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン又はジクロロジフェニルトリクロロエタン)</u> : 無色の結晶又は白色ないしやや灰色がかった白色粉末、殺虫剤 (7) ~ (10) (省 略)	の粉末又はフレーク状で強力な殺虫剤 (2) ~ (10) (省 略) (F) 芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体 (1) ~ (4) (省 略) (5) ヘキサクロロベンゼン : 白色の針状で、水に不溶 (6) <u>1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン又はジクロロジフェニルトリクロロエタン (DDT)</u> : 無色の結晶又は白色ないしやや灰色がかった白色粉末、殺虫剤 (7) ~ (10) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
29.04 炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。） （省 略） （A）スルホン化誘導体 これらは、水素原子 1 個以上を同数のスルホン基（$-SO_3H$で置換した炭化水素（一般にスルホン酸と呼ばれる。）である。この項には、スルホン酸の塩及びスルフォン酸のエチルエステルも含む（この類の注 5（B）参照）。 （省 略） （B）～（G） （省 略）	29.04 炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。） （省 略） （A）スルホン化誘導体 これらは、水素原子 1 個以上を同数のスルホン基（$-SO_3H$で置換した炭化水素（一般にスルホン酸と呼ばれる。）である。この項には、スルホン酸の塩及びスルフォン酸のエチルエステルも含む（この類の注 5（b）参照）。 （省 略） （B）～（G） （省 略）
29.05 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一飽和一価アルコール （省 略） （削 除） （省 略） 2905.19――その他のもの （省 略）	29.05 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一飽和一価アルコール （省 略） <u>2905.15――ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体</u> （省 略） 2905.19――その他のもの （省 略） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
29.06 環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ー飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体 (省 略) (削 除) 2906.19ーその他のもの (省 略) (省 略)	29.06 環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ー飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体 (省 略) <u>2906.14ーテルピネオール</u> 2906.19ーその他のもの (省 略) (省 略)
29.07 フェノール及びフェノールアルコール ー価フェノール (省 略) (削 除) (省 略) 2907.19ーその他のもの (省 略) (省 略)	29.07 フェノール及びフェノールアルコール ー価フェノール (省 略) <u>2907.14ーキシレノール及びその塩</u> (省 略) 2907.19ーその他のもの (省 略) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
29.08 フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 <u>ーハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩</u> <u>2908.11ーペンタクロロフェノール（ＩＳＯ）</u> <u>2908.19ーその他のもの</u> （削 除） <u>ーその他のもの</u> <u>2908.91ージノセブ（ＩＳＯ）及びその塩</u> <u>2908.99ーその他のもの</u> （省 略）	29.08 フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 <u>2908.10ーハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩</u> <u>2908.20ースルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエステル</u> <u>2908.90ーその他のもの</u> （省 略）
29.09 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 （省 略） ーエーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 2909.41ー2,2'ーオキシジエタノール（ジエチレングリコール又はジゴール） （削 除） 2909.43ーエチレングリコール又はジエチレングリコールのモノブチルエーテル 2909.44ーエチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル 2909.49ーその他のもの （省 略） （省 略）	29.09 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 （省 略） ーエーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 2909.41ー2,2'ーオキシジエタノール（ジエチレングリコール又はジゴール） <u>2909.42ーエチレングリコール又はジエチレングリコールのモノメチルエーテル</u> 2909.43ーエチレングリコール又はジエチレングリコールのモノブチルエーテル 2909.44ーエチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル 2909.49ーその他のもの （省 略） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
29.10 三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) <u>2910.40—ディルドリン (I S O、I N N)</u> 2910.90—その他のもの (省 略)	29.10 三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) (新 規) 2910.90—その他のもの (省 略)
29.12 アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド —非環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。） (省 略) (削 除) 2912.19—その他のもの (省 略) (省 略)	29.12 アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド —非環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。） (省 略) <u>2912.13—ブタナール（ブチルアルデヒド又はノルマルブチルアルデヒド）</u> 2912.19—その他のもの (省 略) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
29.15 飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) 一酢酸及びその塩並びに無水酢酸 2915.21一一酢酸 (削 除) (削 除) 2915.24一一無水酢酸 2915.29一一その他のもの 一酢酸のエステル 2915.31一一酢酸エチル 2915.32一一酢酸ビニル 2915.33一一酢酸ノルマルーブチル (削 除) (削 除) <u>2915.36一一酢酸ジノセブ (I S O)</u> 2915.39一一その他のもの (省 略) (省 略)	29.15 飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) 一酢酸及びその塩並びに無水酢酸 2915.21一一酢酸 <u>2915.22一一酢酸ナトリウム</u> <u>2915.23一一酢酸コバルト</u> 2915.24一一無水酢酸 2915.29一一その他のもの 一酢酸のエステル 2915.31一一酢酸エチル 2915.32一一酢酸ビニル 2915.33一一酢酸ノルマルーブチル <u>2915.34一一酢酸イソブチル</u> <u>2915.35一一酢酸ー２ーエトキシエチル</u> (新 規) 2915.39一一その他のもの (省 略) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
29.16 不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) ー芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 (省 略) <u>2916.36ービナパクリル (I S O)</u> 2916.39ーその他のもの (省 略)	29.16 不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) ー芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 (省 略) (新 規) 2916.39ーその他のもの (省 略)
29.17 ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) ー芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 (削 除) (省 略) 2917.34ーその他のオルトフタル酸エステル (省 略) (省 略)	29.17 ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) ー芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 <u>2917.31ーオルトフタル酸ジブチル</u> (省 略) 2917.34ーその他のオルトフタル酸エステル (省 略) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
29.18 カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ーアルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 (省 略) <u>2918.18ークロロベンジレート（ISO）</u> 2918.19ーその他のもの (省 略) <u>ーその他のもの</u> <u>2918.91ー2, 4, 5-T（ISO）（2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル</u> <u>2918.99ーその他のもの</u> (省 略) (A) アルコール官能のカルボン酸並びにこれらのエステル、塩及びその他の誘導体 (省 略) (1) 乳酸 ($\text{CH}_3 \cdot \text{CH}(\text{OH}) \cdot \text{COOH}$)：ぶどう糖又は前もって転化した甘しゅ糖を乳酸発酵させて製造する。非常に吸水性の強い結晶性の塊又は密度の大きい粘ちょうな液体で無色又は淡黄色である。医薬用、染色用及び皮の脱灰用に使用する。この項の乳酸は工業用乳酸、商慣行上の乳酸又は医薬用乳酸であるかないかを問わない。工業用乳酸は、黄色からかっ色で、不快な酸臭を有する。商慣行上の乳酸又は医薬用の乳酸は通常75%以上の乳酸を含有している。 主な塩には、乳酸カルシウム（医薬用）、乳酸ストロンチウム、乳酸マグネシウム、乳酸亜鉛、乳酸アンチモン、乳酸鉄及び乳酸ビスマスがある。 そのエステルには、ワニスの溶剤に使用する乳酸エチル及び乳酸ブチルを含む。 <u>この項には、乳酸水銀を含まない（28.52）</u> (省 略)	29.18 カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ーアルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 (省 略) (新 規) 2918.19ーその他のもの (省 略) <u>2918.90ーその他のもの</u> (省 略) (A) アルコール官能のカルボン酸並びにこれらのエステル、塩及びその他の誘導体 (省 略) (1) 乳酸 ($\text{CH}_3 \cdot \text{CH}(\text{OH}) \cdot \text{COOH}$)：ぶどう糖又は前もって転化した甘しゅ糖を乳酸発酵させて製造する。非常に吸水性の強い結晶性の塊又は密度の大きい粘ちょうな液体で無色又は淡黄色である。医薬用、染色用及び皮の脱灰用に使用する。この項の乳酸は工業用乳酸、商慣行上の乳酸又は医薬用乳酸であるかないかを問わない。工業用乳酸は、黄色からかっ色で、不快な酸臭を有する。商慣行上の乳酸又は医薬用の乳酸は通常75%以上の乳酸を含有している。 主な塩には、乳酸カルシウム（医薬用）、乳酸ストロンチウム、乳酸マグネシウム、乳酸亜鉛、乳酸アンチモン、乳酸鉄、<u>乳酸水銀</u>及び乳酸ビスマスがある。 そのエステルには、ワニスの溶剤に使用する乳酸エチル及び乳酸ブチルを含む。 (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
(B) ～ (D) (省 略)	(B) ～ (D) (省 略)
29.19 りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 <u>2919.10－トリス（2，3－ジブロモプロピル）ホスフェート</u> <u>2919.90－その他のもの</u> りん酸は、三塩基酸であるので、その酸性基が1個、2個又はすべてエステル化されるかされないかによって三種のりん酸エステルを生ずる。 (省 略)	29.19 りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (新 規) (新 規) りん酸は、三塩基酸であるので、その酸性基が1個、2個又はすべてエステル化されるかされないかによって三種のりん酸エステルを生ずる。 (省 略)
29.20 非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 <u>－チオリン酸エステル（ホスホロチオエート）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u> <u>2920.11－パラチオン（ISO）及びパラチオンメチル（ISO）（メチルパラチオン）</u> <u>2920.19－その他のもの</u> <u>2920.90－その他のもの</u> (省 略)	29.20 非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 <u>2920.10－チオリン酸エステル（ホスホロチオエート）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u> 2920.90－その他のもの (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
29.21 アミン官能化合物 ー非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 2921.11ーメチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチルアミン並びにこれら の塩 (削 除) 2921.19ーその他のもの (省 略) (省 略)	29.21 アミン官能化合物 ー非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 2921.11ーメチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチルアミン並びにこれら の塩 <u>2921.12ージエチルアミン及びその塩</u> 2921.19ーその他のもの (省 略)
29.22 酸素官能のアミノ化合物 (省 略) ーアミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能 基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれ らの塩 2922.21ーアミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩 (削 除) 2922.29ーその他のもの (省 略) (省 略)	29.22 酸素官能のアミノ化合物 (省 略) ーアミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能 基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこ れらの塩 2922.21ーアミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩 <u>2922.22ーアニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩</u> 2922.29ーその他のもの (省 略) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
29.24 カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 ー非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩 2924.11ーメプロバメート（INN） <u>2924.12ーフルオロアセトアミド（ISO）、モノクロトホス（ISO）及びホスファミドン（ISO）</u> 2924.19ーその他のもの （省 略） （省 略）	29.24 カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 ー非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩 2924.11ーメプロバメート（INN） （新 規） 2924.19ーその他のもの （省 略） （省 略）
29.25 カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物 ーイミド及びその誘導体並びにこれらの塩 （省 略） ーイミン及びその誘導体並びにこれらの塩 <u>2925.21ークロルジメホルム（ISO）</u> <u>2925.29ーその他のもの</u> （省 略）	29.25 カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物 ーイミド及びその誘導体並びにこれらの塩 （省 略） <u>2925.20ーイミン及びその誘導体並びにこれらの塩</u> （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
29.29 その他の窒素官能基を有する化合物 (省 略) この項には、次の物品を含む。 (1) <u>イソシアナート</u> <u>このグループの化学品は、単官能及び多官能性のイソシアナートを含む。</u> <u>メチレンジフェニルイソシアナート (MD I)、ヘキサメチレンジイソシアナート (HD I)、トルエンジイソシアナート (TD I) 及びトルエンジイソシアナートダイマーのような2又はそれ以上の多官能性のイソシアナートは、ポリウレタンの製造において広く使用される。</u> <u>この項には、ポリ (メチレンジフェニルイソシアナート) (粗MD I 又は高分子MD I) を含まない (39.09)。</u> (2) ～ (9) (省 略)	29.29 その他の窒素官能基を有する化合物 (省 略) この項には、次の物品を含む。 (1) <u>イソシアン酸塩</u> (新 規) (2) ～ (9) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
第 10 節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物 及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド 総 説 29.30項及び29.31項に含まれるオルガノインオルガニック化合物は、その分子中に水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒（ひ）素、鉛等のような非金属または金属の原子が炭素原子と直接に結合しているものを含有する有機化合物である。 （省 略）	第 10 節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物 及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド 総 説 29.30項及び29.31項に含まれるオルガノインオルガニック化合物は、その分子中に水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒（ひ）素、<u>水銀</u>、鉛等のような非金属または金属の原子が炭素原子と直接に結合しているものを含有する有機化合物である。 （省 略）
29.30 有機硫黄化合物 （削 除） 2930.20－チオカルバマート及びジチオカルバマート 2930.30－チウラムモノスルフィド、チウラムジスルフィド及びチウラムテトラ スルフィド 2930.40－メチオニン <u>2930.50－カプタホール（I S O）及びメタミドホス（I S O）</u> 2930.90－その他のもの （省 略）	29.30 有機硫黄化合物 <u>2930.10－ジチオカルボナート（キサントゲン酸塩）</u> 2930.20－チオカルバマート及びジチオカルバマート 2930.30－チウラムモノスルフィド、チウラムジスルフィド及びチウラムテトラ スルフィド 2930.40－メチオニン （新 規） 2930.90－その他のもの （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
29.31 その他のオルガノインオルガニック化合物 (削 除) (1) <u>テトラエチル鉛 (Pb(C₂H₅)₄)</u> : 揮発性の液体で、純粋なものは無色であるが、工業用のものは黄色で、有毒であり、アンチノック剤として効果が高い。 (2) <u>有機けい素化合物</u> : これらは、けい素が有機基の少なくとも1つの炭素に直接結合している化学的に単一の化合物である。これらの化合物は、有機シラン及びシロキサンを含む。これらは、シリコン製造のため重合されるものがある。シランには、クロロシラン (例えば、ジメチルジクロロシラン)、アルコキシシラン (例えば、メチルトリメトキシシラン)、アルキル又はアリールシラン (例えば、ジフェニルシランジオール、テトラメチルシラン) 及びその他の多官能 (アミノ、ニトリル、オキシラニル、オキシモ、アセトキシ等) シランを含む。シロキサンには、ヘキサメチルジシロキサン、オクタメチルトリシロキサン、オクタメチルシクロテトラシロキサン、デカメチルシクロペンタシロキサン及びドデカメチルシクロヘキサシロキサンを含む。この項には、ヘキサメチルジシラザン及び有機ジシランを含む。 <u>この項は、無機けい素化合物 (一般に、28類に属する (例えば、四塩化けい素 (SiCl₄) (28.12)、トリクロロシラン (SiHCl₃) (28.53) を含まない。けい酸のエステル及びその塩は、29.20項に属する。化学的に単一な有機けい素化合物の意図的な混合物は、この表の他の項に属する (一般に、38.24項)。この項には、その分子中にけい素－酸素－けい素結合を2個以上有し、かつ、けい素原子に直接けい素－炭素結合で結合している有機基を含むもので化学的に単一でないものを含まない。これらは、39.10項のシリコンである。</u> (3) <u>鉄カルボニル、ニッケルカルボニル等</u> (4) <u>有機砒素化合物</u> (a) ～ (e) (省 略) (5) <u>オルト－ヨードソ安息香酸</u> (6) <u>金属アルキル、金属フラーレン、メタロセン</u> この項には、分子中に炭素原子に直接結合している硫黄原子を持つ有機化合物を含まない (注6参照)。分子中に硫黄原子の他にその他の非金属又は金属	29.31 その他のオルガノインオルガニック化合物 (1) <u>有機水銀化合物</u> : これらは、その分子中に水銀原子1個以上、特に－HgX基 (ここでXは無機又は有機酸の残基である。) を有している。 (a) <u>ジエチル水銀</u> (b) <u>ジフェニル水銀</u> (c) <u>酢酸フェニル水銀</u> (2) <u>テトラエチル鉛 (Pb(C₂H₅)₄)</u> : 揮発性の液体で、純粋なものは無色であるが、工業用のものは黄色で、有毒であり、アンチノック剤として効果が高い。 (3) <u>有機けい素化合物</u> : これらは、けい素が有機基に直接結合している比較的低分子量の化合物である。これらには、エチルトリクロロシラン、トリエチルシラノール、トリフェニルシラノール、ヘキサメチルジシロキサン、オクタメチルトリシロキサン、オクタメチルシクロテトラグロキサン、デカメチルシクロペンタシロキサン及びドデカメチルシクロヘキサシロキサンを含む。 <u>この項には、その分子中にけい素－酸素－けい素結合を2個以上有し、かつ、けい素原子に直接けい素－炭素結合で結合している有機基を含むもので化学的に単一でないものを含まない。これらは、39.10項のシリコンである。ただし、化学的に単一の有機けい素化合物の混合物は38.24項に属する。</u> (4) <u>鉄カルボニル、ニッケルカルボニル等</u> (5) <u>有機砒素化合物</u> (a) ～ (e) (省 略) (6) <u>オルト－ヨードソ安息香酸</u> (新 規) この項には、分子中に炭素原子に直接結合している硫黄原子を持つ有機化合物を含まない (注6参照)。分子中に硫黄原子の他にその他の非金属又は金属

関税率表解説改正

新	旧
原子が直接炭素原子と結合している化合物を含まない（例えば、フォノフォス（ISO））（29.30）。 <u>この項には、分子中に1以上の水銀原子（特に、－HgX基）を有する有機水銀化合物を含まない（ここでXは無機又は有機酸の残基である。）（28.52）。</u>	原子が直接炭素原子と結合している化合物を含まない（例えば、フォノフォス（ISO））（29.30）。 （新 規）
29.32 複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。） （省 略） この項に含まれる複素環式化合物には、次の物品がある。 （A）～（B） （省 略） （C）その他の複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。） これらには、次の物品を含む。 （1）～（9） （省 略） （削 除） <u>（10） 1－（1,3－ベンゾジオキソール－5－イル）プロパン－2－オン（3,4－メチレンジオキシフェニルアセトン）：白色から黄色までの結晶でメチレンジオキシアンフェタミン及びメチレンジオキシメタンフェタミン製造の前駆物質として使用する（29類の末尾の前駆物質のリストを参照）</u> <u>ヒドロ水銀化ジプロモフルオレセイン（Hydromercuridibromofluorescein）は、第28.52項に属する。</u> （省 略）	29.32 複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。） （省 略） この項に含まれる複素環式化合物には、次の物品がある。 （A）～（B） （省 略） （C）その他の複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。） これらには、次の物品を含む。 （1）～（9） （省 略） <u>（10） ヒドロ水銀化ジプロモフルオレセイン</u> <u>（11） 1－（1,3－ベンゾジオキソール－5－イル）プロパン－2－オン（3,4－メチレンジオキシフェニルアセトン）：白色から黄色までの結晶でメチレンジオキシアンフェタミン及びメチレンジオキシメタンフェタミン製造の前駆物質として使用する（29類の末尾の前駆物質のリストを参照）。</u> （新 規） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
29.34 核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物 （省 略） この項には、核酸及びその塩を含む。これらはたんぱく質と結合して、動物の細胞核中に存在する核たんぱくを形成する複雑な化合物である。 これらは、りん酸の結合した糖がピリミジン化合物又はプリン化合物と結合したものである。一般に、白色の粉末で水に可溶。 核酸又はより一般にはその塩（例えば、核酸ナトリウム及び核酸銅）は、神経系の強壯剤及び刺激剤並びに尿酸の溶媒として使用する。 この項に属する複素環式化合物には、次の物品がある。 （A）～（C） （省 略） （D）その他の複素環式化合物 （1）～（8） （省 略） この項には、<u>核酸水銀で第28.52項に該当するもの及びチオアルデヒドの環式重合体（29.30）を含まない。</u> （省 略）	29.34 核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物 （省 略） この項には、核酸及びその塩を含む。これらはたんぱく質と結合して、動物の細胞核中に存在する核たんぱくを形成する複雑な化合物である。 これらは、りん酸の結合した糖がピリミジン化合物又はプリン化合物と結合したものである。一般に、白色の粉末で水に可溶。 核酸又はより一般にはその塩（例えば、核酸ナトリウム、<u>核酸水銀</u>及び核酸銅）は、神経系の強壯剤及び刺激剤並びに尿酸の溶媒として使用する。 この項に属する複素環式化合物には、次の物品がある。 （A）～（C） （省 略） （D）その他の複素環式化合物 （1）～（8） （省 略） この項には、チオアルデヒドの環式重合体<u>を含まない（29.30）。</u> （省 略）
29.36 プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。） （削 除） ービタミン及びその誘導体（混合していないものに限る。） （省 略） 2936.90ーその他のもの（天然のものを濃縮したものを含む。） （省 略）	29.36 プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。） <u>2936.10ープロビタミン（混合していないものに限る。）</u> ービタミン及びその誘導体（混合していないものに限る。） （省 略） 2936.90ーその他のもの（天然のものを濃縮したものを含む。） （省 略）

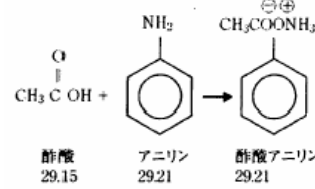
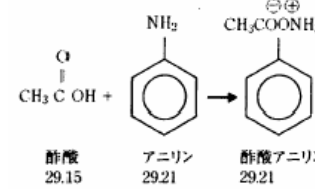
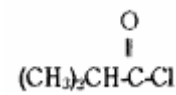
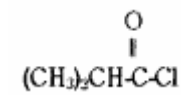
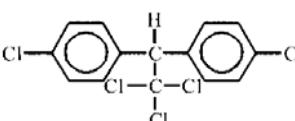
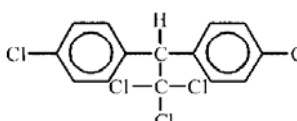
関税率表解説改正

新	旧
29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。） （省 略） 除 外 この項には、次の物品を含まない （１）～（４） （省 略） （５）植物生長調整剤（天然のもの及び合成のもの。例えば、植物ホルモン） （Ａ）混合されておらず、かつ、小売用でない場合には、その化学組成により所属を決定する。 （ａ） （省 略） （ｂ）<u>2,4-ジクロロフェノキシ酢酸（２，４-D）、2，４，５-トリクロロフェノキシ酢酸（２，４，５-T）（ISO）及び4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸（MC PA）（29.18）</u> （Ｂ） （省 略） （６）～（８） （省 略）	29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。） （省 略） 除 外 この項には、次の物品を含まない （１）～（４） （省 略） （５）植物生長調整剤（天然のもの及び合成のもの。例えば、植物ホルモン） （Ａ）混合されておらず、かつ、小売用でない場合には、その化学組成により所属を決定する。 （ａ） （省 略） （ｂ）<u>2，４-ジクロロフェノキシ酢酸（２，４-D）、2，４，５-トリクロロフェノキシ酢酸（２，４，５-T）及び4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸（MC PA）（29.18）</u> （Ｂ） （省 略） （６）～（８） （省 略）
29.39 植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 （省 略） <u>2939.20-キナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩</u> （省 略） （省 略）	29.39 植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 （省 略） <u>ーキナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩</u> <u>2939.21-ーキニーネ及びその塩</u> <u>2939.29-ーその他のもの</u> （省 略） （省 略）

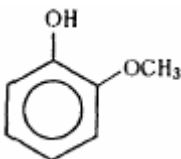
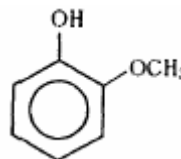
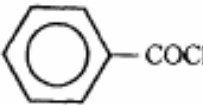
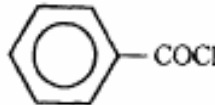
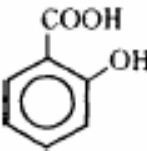
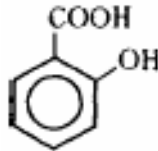
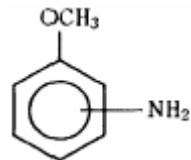
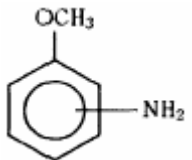
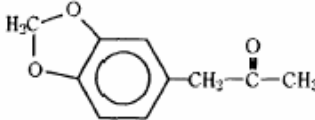
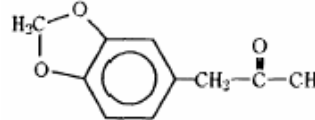
関税率表解説改正

新	旧																		
29.42 その他の有機化合物 この項には、化学的に単一の有機化合物で、他の項に該当しないものを分類する。 (1) ケテン：これらのものはカルボニル基（C=O）を有する点でケトンに類似するが、カルボニル基が隣接する炭素原子と二重結合で結合しているものである（例えば、ケテン、ジフェニルケテン）。 ただし、この項には、29.32項のラクトンであるジケテンを含まない。 (削 除) <u>(2) 三ふっ化ほう素と酢酸、ジエチルエーテル又はフェノールとの錯化合物</u> <u>(3) ジチモール二よう化物</u> (削 除) (削 除) 種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表 I. 1961年の麻薬に関する単一条約の議定書（1972年議定書により修正）のもとに管理される麻薬 (省 略) II. 1971年向精神薬に関する議定書のもとに管理される向精神薬 (省 略) <table><tr><td>Phenobarbital propylhexedrine</td><td>2933.53</td><td>4</td></tr><tr><td>Phenobarbital quinidine</td><td><u>2939.20</u></td><td>4</td></tr><tr><td>Phenobarbital sodium, magnesium</td><td>2933.53</td><td>4</td></tr></table> (省 略)	Phenobarbital propylhexedrine	2933.53	4	Phenobarbital quinidine	<u>2939.20</u>	4	Phenobarbital sodium, magnesium	2933.53	4	29.42 その他の有機化合物 この項には、化学的に単一の有機化合物で、他の項に該当しないものを分類する。 (1) ケテン：これらのものはカルボニル基（C=O）を有する点でケトンに類似するが、カルボニル基が隣接する炭素原子と二重結合で結合しているものである（例えば、ケテン、ジフェニルケテン）。 ただし、この項には、29.32項のラクトンであるジケテンを含まない。 <u>(2) アセト亜砒酸銅 (Schweinfult green)</u> <u>(3) 三ふっ化ほう素と酢酸、ジエチルエーテル又はフェノールとの錯化合物</u> <u>(4) ジチモール二よう化物</u> <u>(5) グルコン酸アンチモニルナトリウム及びスチボグルコン酸ナトリウム（三価又は五価のアンチモン）</u> <u>(6) メタクリル酸塩化第二クロム</u> 種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表 I. 1961年の麻薬に関する単一条約の議定書（1972年議定書により修正）のもとに管理される麻薬 (省 略) II. 1971年向精神薬に関する議定書のもとに管理される向精神薬 (省 略) <table><tr><td>Phenobarbital propylhexedrine</td><td>2933.53</td><td>4</td></tr><tr><td>Phenobarbital quinidine</td><td><u>2939.29</u></td><td>4</td></tr><tr><td>Phenobarbital sodium, magnesium</td><td>2933.53</td><td>4</td></tr></table> (省 略)	Phenobarbital propylhexedrine	2933.53	4	Phenobarbital quinidine	<u>2939.29</u>	4	Phenobarbital sodium, magnesium	2933.53	4
Phenobarbital propylhexedrine	2933.53	4																	
Phenobarbital quinidine	<u>2939.20</u>	4																	
Phenobarbital sodium, magnesium	2933.53	4																	
Phenobarbital propylhexedrine	2933.53	4																	
Phenobarbital quinidine	<u>2939.29</u>	4																	
Phenobarbital sodium, magnesium	2933.53	4																	

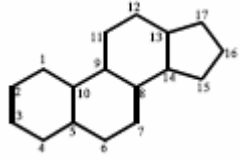
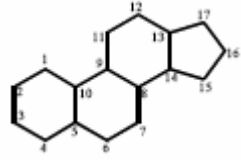
関税率表解説改正

新					旧								
関税率表解説第29類のある物品の化学構造式					関税率表解説第29類のある物品の化学構造式								
項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式		項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式	
総説	(G)			エステル、塩、 <u>配位化合物及びあるハロゲン化物の分類</u>			総説	(G)			エステル、塩及びあるハロゲン化物の分類		
(省 略)					(省 略)								
			(d)		$\text{CH}_3\text{COOH} + \text{HOCH}_2\text{CH}_3 \rightarrow \text{CH}_3\text{COOCH}_2\text{CH}_3$ 酢酸 エチルアルコール 酢酸エチル 29.15 29.15				酢酸エチル	$\text{CH}_3\text{COOH} + \text{HOCH}_2\text{CH}_3 \rightarrow \text{CH}_3\text{COOCH}_2\text{CH}_3$ 酢酸 エチルアルコール 酢酸エチル 29.15 29.15			
(省 略)					(省 略)								
			(b) (i)		 酢酸 アニリン 酢酸アニリン 29.15 29.21 29.21				(b) (i)		 酢酸 アニリン 酢酸アニリン 29.15 29.21 29.21		
(省 略)					(省 略)								
		(4)		カルボン酸のハロゲン化物(塩化イソブチル：29.15)				(3)		カルボン酸のハロゲン化物(塩化イソブチル：29.15)			
(省 略)					(省 略)								
		(6)		<u>ヘキサクロロベンゼン(I SO)及びDDT(クロフェノタン(IN N)、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラクロフェニル)エタン)又はジクロロジフェニルトリクロロエタン</u>				(6)		<u>1,1, 1-トリクロロ-2,2-ビス(パラクロフェニル)エタン又はジクロロジフェニルトリクロロエタン(DDT)</u>			

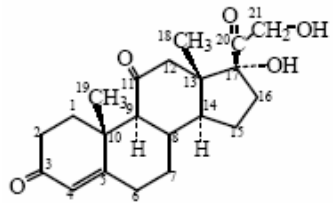
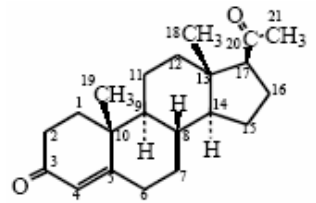
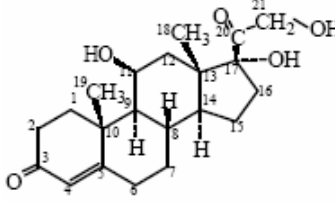
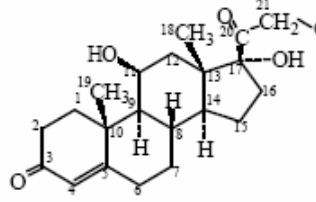
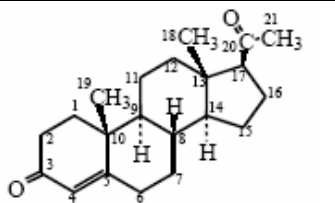
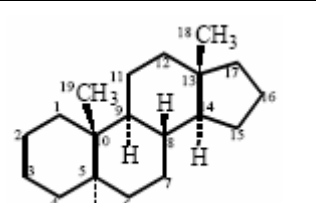
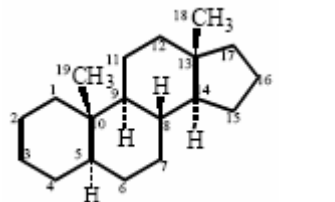
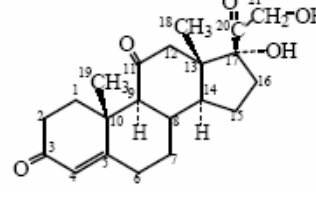
関税率表解説改正

新						旧					
(省 略)						(省 略)					
(29.09)		(1)		グアイアコール		(29.09)		(1)		グアヤコール	
(省 略)						(省 略)					
(29.16)		(1)		アクリル酸	$\text{CH}_2=\text{CHCOOH}$	(29.16)	(A)	(1)		アクリル酸	$\text{CH}_2=\text{CHCOOH}$
(省 略)						(省 略)					
	(C)	(1)	(b)	塩化ベンゾイル					(b)	塩化ベンゾイル	
(省 略)						(省 略)					
(29.18)		(I)		サリチル酸		(29.18)		(1)		サリチル酸	
(省 略)						(省 略)					
(29.22)		(a)		アニシジン		(29.22)		(4)	(a)	アニシジン	
(省 略)						(省 略)					
(29.31)	(2)			有機けい素化合物	Compounds with C-S bond	(29.31)	(3)			有機けい素化合物	Compounds with C-S bond
(省 略)						(省 略)					
(29.32)		(10)		1-(1,3-ベンゾジ オキソール-5-イ ル)プロパン-2オ ン		(29.32)		(11)		1-(1,3-ベンゾジ オキソール-5-イ ル)プロパン-2オ ン	

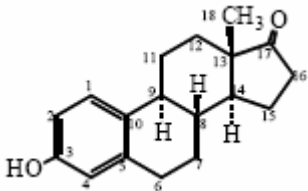
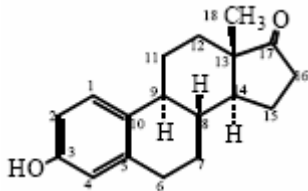
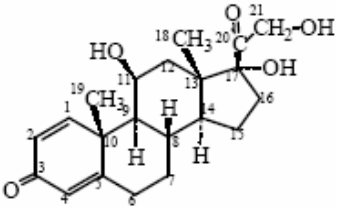
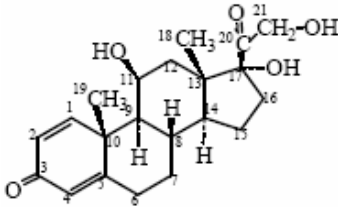
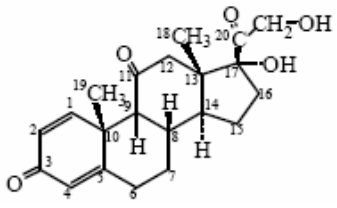
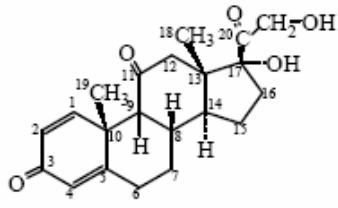
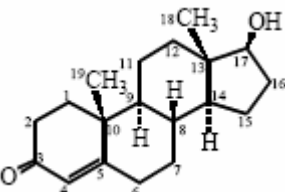
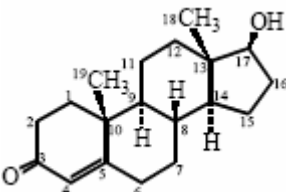
関税率表解説改正

新						旧					
(省 略)						(省 略)					
29.37				ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)		29.37				ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)	
	(V)			ホルモン、 <u>プロスタグランジン</u> 、 <u>トロンボキサン</u> 及び <u>ロイコトリエンの類似化合物</u>		(新 規)					
		(b)		ゴナン			(V)	(b)		ゴナン	
	(B)			ステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物			(B)			ステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物	
		(1)		<u>コルチステロイドホルモン</u>		(29.37)				(新 規)	

関税率表解説改正

新					旧						
			(a)	コルチゾン(INN)				(3)		プロゲステロン(INN)	
			(b)	ヒドロコルチゾン(INN)				(1)	(b)	ヒドロコルチゾン(INN)	
		(3)		エストロゲン及びプロゲステロン		(新 規)					
			(a)	プロゲステロン(INN)						アンドロスタン	
	一覧表			アンドロスタン			(B)	(1)	(a)	コルチゾン(INN)	

関税率表解説改正

新						旧					
				エストロン(INN)		(29.37)		(3)	(a)	エストロン(INN)	
	一覧表			プレドニゾロン(INN)				(1)	(d)	プレドニゾロン(INN)	
				プレドニゾン(INN)				(1)	(c)	プレドニゾン(INN)	
				テストステロン(INN)				(4)		テストステロン(INN)	
(省 略)						(省 略)					
	(1)			ケテン	$\begin{array}{l} R \\ R' \end{array} > C \equiv C \cdot O$	(29.42)	(1)			ケテン	$\begin{array}{l} R \\ R' \end{array} > C \equiv C \cdot O$

関税率表解説改正

新						旧					
(削 除)							(2)			アセト亜砒酸銅	$\text{Cu}(\text{CH}_3\text{CO}_2)_2 \cdot 3\text{Cu}(\text{AsO}_2)_2$
	(2)			三ふっ化ほう素 とジエチルエー テルとの錯化合 物	$(\text{C}_2\text{H}_5)_2\text{O} \cdot \text{BF}_3$		(3)			三ふっ化ほう素 と酢酸、ジエチ ルエーテル又は フェノールとの 錯化合物	$(\text{C}_2\text{H}_5)_2\text{O} \cdot \text{BF}_3$